

お 知 ら せ

北海道の施行にかかる美唄市の一部（茶志内 1 工区地区）の土地改良法に基づく国営換地処分について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により、令和 8 年 2 月 27 日付をもって公告があったので、同法第 116 条の規定により下記不動産の登記申請並びに登記事項証明書、登記事項要約書の交付及び公図・地積測量図等の閲覧・写しの交付については、換地処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和 8 年 3 月 2 日
札幌法務局岩見沢支局

記

事務停止区域

美唄市の一部

（茶志内 1 工区地区）

事務停止予定期間

令和 8 年 3 月 2 日～令和 8 年 7 月中旬